

# 公示

第 G142007 号  
2022 年 6 月 3 日  
学友会学生理事会

次の日程で行った第 142 期学友会臨時評議員会における決議は下記の通りであった。

5 月 30 日（月）：文代臨時評議員会

記

① 以下の条文の改正を決議した。

- ・東京大学教養学部学友会規約 全会一致で可決
- ・学友会学生理事会規則 全会一致で可決。
- ・窓口援助に関する規則 全会一致で可決
- ・交通費の支給に関する規則 全会一致で可決

なお、議案は以下の通りである。

- ・東京大学教養学部学友会規約

（準会員）

第八条

準会員とは、東京大学教養学部以外の学部に所属する東京大学の学生又は東京大学の学部以外の組織に所属する大学院生若しくは研究生のうち、本会への入会を学生理事会に申請した者をいう。ただし、評議員会において当該申請の不受理が議決されたときは、当該申請者は初めから準会員とならなかったものとみなす。

- ・学友会学生理事会規則

第一条

一 オリエンテーション委員、駒場祭委員、学生会館委員、五月祭常任委員、オリエンテーション監査委員、駒場祭監査委員、学生会館監査委員及び五月祭監査委員の選出

- ・窓口援助に関する規則

## 第二条

七 「援助残額」とは、援助対象者が有する特別の値をいい、学生理事会が現物援助を支給した場合、物品の値段の分だけ差し引かれ、理事会が印刷代援助を支給した場合、領収書の金額の分だけ差し引かれる。ただし、領収書の金額が援助残額を上回った場合、援助残額のうち全額を援助する。本項の規定は、加盟団体等が、当該領収書に示す額のうち、援助を受けられなかった額を、窓口援助を除く、理事会が行う金銭による援助の対象とすることを妨げない。

- ・交通費の支給に関する規則

### (目的)

## 第一条

この規則は、東京大学教養学部学友会学生理事会(以下、本会とする。)の理事及び総務に支給する交通費について定めることを目的とする。

### (交通費)

## 第二条

② 交通費は、原則として、自宅、東京大学駒場キャンパス又は東京大学本郷キャンパスから東京大学駒場キャンパス又はその他の用務地までの最も合理的な経路及び方法により計算する。ただし、これにより難い場合は、実際に利用した経路及び方法により計算する。

### (交通費の支給)

## 第三条

- ① 交通費の支給を受けようとする理事又は総務は、原則として移動完了後、別に定める申請書に必要な資料を添えて本会に請求しなければならない。
- ② 削除(第二条二項へ移動)
- ③ 本会は、交通費の支給にかかる請求内容が合理的かどうかを判断し、支給の可否及び支給する金額を決めなければならない。
- ④ 六ヶ月前の月より前の月に行った業務にかかる交通費については、これを請求することができない。
- ⑤ 総務候補者は、総務として理事会で承認された後に限り、その承認前に行った業務分にかかる交通費を本会に交通費を請求することができる。

### (窓口業務に伴う交通費の支給範囲)

## 第四条

① 理事又は総務が、窓口業務の遂行のために居住地と東京大学駒場キャンパスとの間を移動する場合、本会は、当該理事又は総務に対し、片道の乗車運賃が一〇〇〇円を超えない範囲で、乗車運賃の全額を支給する。ただし、申請者が移動の当日に有効な定期乗車券で、移動区間の一部又は全部と重複するものを所持していたとき、本会の備える公共性を損なわない限りにおいて、本会が合理的な支給額を計算する。

(一般業務又は学外への移動に伴う交通費の支給範囲)

#### 第五条

① 理事又は総務が、一般業務の遂行のために居住地又は東京大学本郷キャンパスと東京大学駒場キャンパスとの間を移動する場合、本会は、当該理事又は総務に対し、片道の乗車運賃が一〇〇〇円を超えない範囲で、乗車運賃の全額を支給する。

② 理事又は総務が、一般業務の遂行のために居住地、東京大学駒場キャンパス又は東京大学本郷キャンパスと用務地との間を移動する場合、本会は、当該理事又は総務に対し、乗車運賃の全額を支給する。

③ 前二項に定める移動の際、申請者が移動の当日に有効な定期乗車券で、移動区間の一部又は全部と重複するものを所持していたとき、本会の備える公共性を損なわない限りにおいて、本会が合理的な支給額を計算する。ただし、理事又は総務は、第一項及び第二項に定める移動の際、合理的な経路ではない経路で移動する場合、本会は、当該理事又は総務に対し、合理的な経路の交通費を支給する。

④ 一般業務に伴う交通費の支給にかかる申請は、領収書、使用済み乗車券又は入出場記録の提出をもって行う。

(帰省中の理事及び総務に対する交通費の支給)

#### 第六条

① その不在によって本会の業務に重大な支障が生じる可能性が認められる理事又は総務が、本会の業務の遂行のために扶養者の居住地から東京大学駒場キャンパスへ移動する場合、本会は、当該理事又は総務に対し、移動にかかる料金の全額を支給する。ただし、申請者は、業務が終了し次第、同一の区間で扶養者の居住地へ移動しなければならない。

(通学定期券に対する購入補助)

#### 第七条

① 通学定期券を保有する理事又は総務が、一般業務または窓口業務を遂行するために居住地と東京大学駒場キャンパスとの間を移動する場合、本会は、当該理事又は総務に対し、業務を行った日数分の交通費を支給する。本項の「業務を行った日数分の交通費」は、その理事又は総

## 務が保有する通学

定期券の購入額を、定期が有効である日数で除した額に業務を行った日数を乗じた金額とする。ただし、一円未満の端数は切り捨てる。

### ② 削除

③ 第一項に掲げる移動で支払う交通費の支給にかかる申請は、領収書の提出又は通学定期券の提示をもって行う。

## 附則

① 理事又は総務が、本規約が適用となる日(以下、適用日とする。)以前に、適用日以降まで有効である定期券を購入した場合、本会は、当該理事又は総務に暫定定期代の一部を支給する。支給割合は活動時間に応じ、第二項及び第三項に定める。本項の「暫定定期代」は、通学定期券の購入額に、適

用日数の割合を乗じた価格とする。適用日数は、その定期券を購入した日から適用日の前日までの日数をその定期券の有効日数で除した値とする。ただし、一円未満の端数は切り捨てる。

② 理事又は総務の、定期券を購入した日から適用日の前日までの活動時間が八時間以上である場合、暫定定期代の半額を支給する。ただし、一円未満の端数は切り捨てる。

③ 理事又は総務の、定期券を購入した日から適用日の前日までの活動時間が八時間未満である場合、暫定定期代にその期間の活動時間を八時間分で除した値を乗じた額を支給する。ただし、一円未満の端数は切り捨てる。

④ 旧規約が効力を有している間に、適用日以降に係る交通費の支給を受けた総務は、適用日以降の、支給された交通費に係る期間は、本規約の計算方法による交通費の支給を受けることはできない。

⑤ 本規約が改正される際には、本附則は改正ないし削除されなければならない。

以上